

指定国の船舶料理士資格証明書を有する者に係る船舶料理士の資格の取扱いについて

制定 令和6年9月30日付け国海員第196号

第1 指定国の指定

船員政策課長は、2006年の海上労働に関する条約の締約国であって、当該国の船舶料理士資格証明書の発給のために修了すべき船舶料理士養成課程等の内容が、船内における食料の支給を行う者に関する省令（以下「省令」という。）第2条第1項第3号イに規定する船舶料理士登録試験の実技科目を除き、同試験合格者に求められる知識及び技能を修得できると認める国を、別表に掲げる指定国として指定することができる。

第2 船舶料理士資格の取扱い

- 1 指定国の船舶料理士資格証明書を有する者であって次に掲げる要件をいずれも満たす者については、日本人船員が乗り組まない船舶に乗り組む場合に限り、省令第2条第1項第3号ハに該当するものとする。

- ① 指定国の船舶料理士資格証明書を有すること。
- ② 船舶に乗り組んで2年以上専ら調理に関する業務に従事した経験を有していること。
- ③ 雇用する又は雇用しようとする船舶所有者から、船舶料理士登録試験科目の衛生法規について教育を受けたこと。

ここにいう衛生法規とは、船員法、船員法施行規則、船員労働安全衛生規則及び省令のうち、船内における調理及び船舶料理士に関する事項であり、具体的には、船舶料理士の配乗要件及び資格取得要件（船員法第80条第4項、省令第1条・第2条）、食料表（船員法第80条第3項、船員法施行規則第51条、平成9年運輸省告示第61号）、調理作業・食料貯蔵（船員労働安全衛生規則第36条・第37条）、及び調理又は飲用に供する水（船員労働安全衛生規則第38条～第40条の2）に関するものをいう。また、船舶所有者は、教育に当たり、同等認定講習の教科書等を活用し、資格証明書交付申請の添付書類として、衛生法規教育修了証明書（別紙1）を提出すること。

- 2 地方運輸局等は、1の規定の適用を受けて省令第2条に規定する船舶料理士としての要件を備える者に対して、省令第3条の規定により船舶料理士資格証明書を交付する際には、当該者が船舶料理士として乗り組むことができるのは、日本人船員が乗り組まない船舶に限ることを示すため、船舶料理士資格証明書に「日本人船員が乗り組まない船舶に限る」と記すものとする。（別紙2参照）
- 3 2の規定により交付された船舶料理士資格証明書を受有する者が同等認定講習の実技科目を履修した場合には、1の規定にかかわらず、日本人船員が乗り組む船舶にも船舶料理士として乗り組むことができる。
- 4 地方運輸局等は、3の場合において当該者から申請があったときは、2の規定により交付された船舶料理士資格証明書を廃棄し、あらためて省令第3条の規定に基づき船舶料理士資格証明書を交付する。

第3 海員名簿における記載及び確認

- 1 船舶所有者は、第2の2の規定により交付された船舶料理士資格証明書を受有する者を船舶料理士として乗組ませる場合は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更があったときに提示する海員名簿第6表（クルーリスト）の「受有している資格証明書」欄に「(限定) 船舶料理士」と記載すること。
- 2 地方運輸局等は、クルーリストに「(限定) 船舶料理士」と記載されている場合は、海員名簿第4表の「本籍」欄により日本人船員が乗組んでいないことを確認し、さらに、船員交代等で日本人船員が乗組む予定がないことを聞き取りにより確認すること。

(別表)

指定国一覧

1	インド共和国
---	--------

(別紙 1)

衛生法規教育修了証明書

Certificate of Training

Sanitary laws and regulations of Japan

氏名

Name

生年月日

Date of Birth(dd/mm/yyyy).....

国籍

Nationality

上記の者に対し、「指定国の船舶料理士資格証明書を有する者に係る船舶料理士の資格の取扱いについて（令和 6 年 9 月 3 0 日付け国海員第 1 9 6 号）」に基づき、衛生法規について教育を実施したことを証明します。

This is to certify that above mentioned person has completed training on sanitary laws and regulations of Japan.

証明日

Date of Certificate

船舶所有者の氏名

Name of Ship's Owner

住所

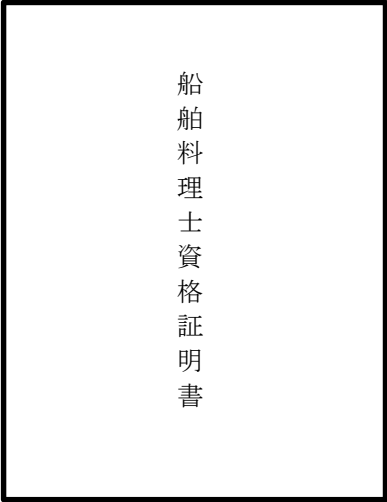
Address

署名

Signature _____

(別紙 2)

(表 紙)



船
舶
料
理
士
資
格
証
明
書

(第 2 頁)

(第 1 頁)

License No. _____ Date _____ Certificate of Qualification for Ship's Cook Name: (Former surname) Date of Birth: Under the provision of Article 3 of Regulation concerning persons assigned for catering on board ships, 1975, it is certified that the above mentioned person has been qualified for a ship's cook. Ship's cook in accordance with paragraph 3 of regulation 3.2 of Maritime Labour Convention, 2006. Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Japan	第 年 月 日 本籍地の都道府県名 氏 名 (旧 姓) 年 月 日生 船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和 50 年運輸省令第 7 号）第 3 条の規定により船舶料理士たる資格を有する者であることを証明する。 船舶料理士は、2006 年の海上の労働に関する条約第 3.2 規則 3 の基準に適合する者である。 国土交通大臣 氏 名 印
--	--

*Valid only when Japanese seafarers are not onboard

*日本人船員が乗り組まない船舶に限る